

災害時における相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、災害時における応急対策の万全を期し、多摩市と町田市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により、援助の要請が必要であると認めるとときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又は防災行政無線等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする人員・物資・資機材等の員数及び種類
- (3) 必要とする期間
- (4) 希望する場所
- (5) その他必要事項

(実施)

第3条 援助の要請を受けた市は、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、可能な限りこれを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した機材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務遂行及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

(返還)

第6条 第2条の規定に基づき供給を受けた物資・資機材については、災害復旧後速やかに、原則として現物をもって返還するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第2条の要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 多摩市総務部庶務課長

(2) 町田市総務部防災課長

(情報の提供及び交換)

第8条 両市は、防災行政無線（全国共通波）を有効に利用し、災害対策上必要な情報の提供及び交換を行うものとする。

(疑義の決定等)

第9条 この協定書の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定書に定めのない事項については、その都度両市協議のうえ決定するものとする。

この協定を証すため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、
各々ノ通を保有する。

昭和63年2月8日

東京都多摩市貝取ノ724番地

多摩市長　臼　井　千



東京都町田市中町ノ丁目20番23号

町田市長　大　下　勝　正

